

平成 2 5 年 第 9 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日)

召集年月日 平成25年11月29日(金)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成25年11月29日 午前10時00分

閉会 平成25年11月29日 午前10時25分

#### 出席委員

1番	山本 修	2番	松宮利廣	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
15番	栗谷善一	16番	猿橋 巧	17番	小間美也子
18番	吉岡靖夫	19番	藤原義隆	20番	小畑信幸
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

#### 欠席委員(2名)

5番	中川啓二	13番	山下大三郎
----	------	-----	-------

#### 出席事務局

事務局長 反田志郎 書記 竹浦千鶴

#### 提出議案

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について

議案第32号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目  
が農地である土地の地目認定について

報告第 7号 事業計画書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年 第9回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、5番中川委員、13番山下委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、奥次長は所用のため欠席でございます。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

おはようございます。

本日は、平成25年 第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

11月は、耕作放棄地調査ということで、委員の皆さんには、それぞれの地域において、それぞれの結果と感想をもっていただけたかと存じます。一度、耕作放棄になりますと耕作再開のケースは稀であると感じますので、今後ともよろしくお願いします。

先日、転作補助金を向こう5年間でゼロにする。との報道がありまして、日本の農業はどうなっていくのかとの不安ばかりがよぎってまいりました。

今後、放棄地が増えないか、農地を守るご尽力をお願いします。

それでは、本日上程の2議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、20名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、1番 山本委員さんと 2番 松宮委員さんを指名いたします。



議 長           ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長           ご異議がないようでございますので、議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長           日程3 議案第32号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、を議題とします。

          本案につきましては、おおい町長から意見照会がありましたので、上程しているものであります。

          それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長           はい、議長

          議案第32号は、地籍調査実施区域内の地目が農地であるものを農地以外の地目に認定するため、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。

          地籍調査事業は、平成3年から平成20年にかけて〇〇地域では実施済みであり、平成20年度から〇〇〇地域を対象に、〇〇〇区を皮切りに〇〇区まで調査が進んでおりして、〇〇〇区の認定は、今回3件目でありまして、これにより〇〇〇は終了となります。

          平成25年度からは、〇〇、〇〇区を対象に調査に入り、順次、〇、〇と、調査を進める予定となっております。

          農振・農用地区域外という条件はありますが、登記地目が田、畑となっているものを、調査地の現況をもって地目を判断することを原則に、農地以外の地目でありませず、宅地、雑種地、山林等に認定し、確定次第、一括して登記に反映させるものであります。

          詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦）   はい、議長

(議案朗読)

          議案第32号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について説明いたします。

          この案件につきましては、19日午前、現地にて役場地籍整備課職員から詳細説明を受けております。

          今回の区域は、〇〇〇〇〇〇の「県道〇〇〇・〇〇線」沿いの、〇〇〇〇〇〇のある「〇〇〇〇」から奥地の山林地域が対象でございます。7ページの地目別集

計表のとおり、そのほとんどが山林、原野に地目変更され、また、〇〇〇〇により〇〇した農地もございます。

19日の現地確認では、19ページ真ん中上の平地にて地籍整備課より説明を受けましたが、議案資料のとおり、そのほとんどが山林化しておりました。

24ページ中ほどの南川に架かる橋が「〇〇〇〇」でございますが、今回の認定によりまして、これより上流には、農地は存在しないこととなります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

石橋委員 　　はい、議長

本案の現地につきましては、19日の午前中、西会長と事務局2名同行のもと、役場の地籍整備課職員2名から案内と説明を受け、現地を確認してまいりました。

私自身、地理的に詳しくはございませんが、事務局からの説明と確認してきました現地について報告いたします。

時間の関係上、99筆、48,703㎡のすべてを確認してはおりませんが、確認した付近には、昔は「〇〇」集落があったとのことで石垣が残っておりましたが、住民はすでに移住し住居跡もなく、県道沿い、〇〇沿いにおいても、水稻の形跡がない状況でした。

現地は、農業委員会と町の地籍調査事業実施の取り決めに基づき、農地以外になって10年以上経過している状態であり、問題ないものと判断いたします。

議長 　　事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようですので、議案第32号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、本委員会は、原案どおり同意するものといたします。

議 長 続きますして、報告第7号 事業計画書について 事務局から説明をお願いします。

書記（竹浦） （議案朗読）

この事業計画に基づく農地にかかる〇〇は27ページに記載の3つの〇〇でございまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。

28ページから33ページにはそれぞれの位置図と計画図、34ページ、35ページには現場写真と〇〇〇〇〇〇を添付しております。

34ページの〇〇〇〇、〇〇地係の一時転用地につきましては水稻の耕作地でありますので、田面を〇〇〇〇しまして、工事終了後には耕作できる状態として地主に返還されます。

35ページの〇〇〇地域2件につきましては、登記地目が「田」、現況地目は「雑種地」でございしますが、どちらも地籍調査で農地以外に認定され、現在、登記地目の変更手続き中であります。

報告第7号は、農地法第4条第1項第8号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、農地法施行規則第32条第1項第13号の電気事業者が送電用若しくは配電用の施設、送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を架設するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合の送電用施設に必要な道路若しくは索道の敷地に該当し、よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議 長 事務局からの説明と報告がありました。何かご意見、ご質問ございませんか。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

（事務局報告）

議 長 それではこれで、平成25年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。